

今月のテーマ

ハンセン病家族訴訟判決の意義

ハンセン病は、らい菌という菌によって引き起こされる感染症です。菌は脆弱で発症させる力が弱く、これに対する免疫力が特に弱い体質の人のみが、公衆衛生の整っていない環境下で発症するものと考えられています。感染症が遺伝病が長らく医学論争があったのもそのためです。

発症すると末梢神経が傷つき、しばしば手指や顔面に変形をきたしてしまうので、差別されてきた歴史がありました。業病などと言われ、かつては、社会の片隅に患者が集い、物乞いなどしながら生活する姿が見受けられました。

ハンセン病に対する社会のまな

ざしを著しく険しいものにしたのが、1907年以降の強制隔離政策でした。軍事大国をめざしていた国は、先進国では見られない患者の存在を国の恥だとして、「民族浄化」のため、強い兵士を育てるため、社会から排除し撲滅する政策を推し進めていったのです。まさに障害者を排斥する「優生思想」そのものでした。「らい予防法」は戦後の日本国憲法下でも維持強化され、1996年に廃止されるまで生き続けました。

■元患者家族が提訴

2001年に判決のあった裁判は、元患者本人が国を訴えたもの

めました。

■判決で問われた国の責任

族に対する恐怖や嫌悪をどうしても拭うことができず、死にゆく母親の身体に触れることさえできなかったと語る原告のいかに多いことか。

裁判で、国は、隔離政策は家族を対象としたものではないから家族に対する不法行為は成立しないと争いましたが、6月28日に言い渡された判決は、家族に対しても不法行為の成立を認めました。そ



でした。それから15年を経て、2016年、今度は「家族」が熊本地裁に国を訴えたのです。原告数は561名にも及びました。

国は隔離政策を推し進めるため、ハンセン病が強烈な伝染病であり発症しやすい体質が遺伝するかのようには喧伝しました。その強力な手段となったのが「無らい県運動」です。これは自分たちの住む地域からハンセン病をなくしてしまおうと呼びかけ、全国津々浦々、山間僻地に隠れ潜む患者までもあぶり出して隔離収容することを目的としたものでした。これによってハンセン病は恐ろしい伝染病だとのイメージが煽られ、根深い偏見差別が形成されました。これを判決はある種の「社会構造」だとしています。

患者を出した家は真っ白に消毒され、「らい患家」として登録され、患者の子らは「未感染児童」と呼ばれて、あたかも潜在的患者のような扱いを受けました。住民たちは、残された家族をも忌み嫌い排除しました。そのため、地域

に住めなくなり、家族がばらばらになってしまった原告もいます。

家族は学校でのいじめ、地域の行事からの排除、就職差別など多くの差別にあいました。なかでも結婚差別にはすさまじいものがあり、家族の病歴を秘して結婚し、今も打ち明けていない原告も多いのです。大変に残念なことですが、提訴を契機に妻とその両親に親の病歴が知られ、離婚を迫られ子どもと引き裂かれてしまった30代の原告がいます。家族への差別は、決して過去の問題ではありません。それゆえ、原告のほとんどは実名や顔を明らかにすることができません。561名もの原告のうち、実名と顔の双方を明らかにしているのは、たったの4人です。偏見差別のある社会で生活している家族は厳しい状況に置かれているのです。

また被差別の経験は、家族自身にこそ、ハンセン病に対する強い恐怖心を植え付けました。物理的な隔離はそれ自体家族関係を破壊するものですが、患者であった家

して、2001年判決と同じく、1965年以降の厚生大臣の隔離政策廃止義務、1970年以降の国会議員の予防法廃止等の立法不作為の違憲を認めました。のみならず、予防法廃止時点で、家族に対する偏見差別はあり、その除去のためには啓発活動等が必要であることを認識していたとして、

厚生大臣、法務大臣、文科大臣の偏見差別除去義務を認めました。偏見差別の温床である「社会構造」、それを国自身が解消しない限り、偏見差別は除去されないからです。

国会議員、厚生大臣に加え、人権啓発を所管する法務大臣、啓発のために必要な教育を所管する文科大臣の責任が認められたのは画期的で、これからの偏見差別除去へのとりくみのためにもとても重要です。

一方で、判決は2014年以降の国の責任を認めず、20名の訴えを棄却し、米軍占領下の沖縄で行われた隔離政策に関しての国の責任も否定しました。また深刻な被

害を認定しながら、大変低い賠償額となった点も問題です。

それでも、私たちは、家族の被害を認め、国の責任を認めた点は高く評価できるとして、判決を確定させる運動を展開しました。幾度とない国会行動には全国から100名を超える市民の方が集い、原告に寄り添い粘り強く闘ってくれました。超党派の国会議員懇談会も大きな力になりました。控訴期限の7月12日、家族に謝罪する首相談話が発表され、判決は確定しました。

みえなくされていた家族の被害を、原告たちの訴えにより「みえるもの」としたことが裁判の一番の意義だと思います。優生保護法の被害、障害者全般の問題とも共通する問題で、判決は障害問題全般におけるこれからのとりくみにとってもひとつのめちしるべとなるのではないのでしょうか。

久保井 撰 (くぼい せつ)

弁護士